

調査票 1

都道府県・政令指定都市名	鹿児島県
--------------	------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局部課(室)名	県民生活局青少年男女共同参画課男女共同参画室
担当職員数	4人(専任4人、兼任人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名称	鹿児島県男女共同参画推進本部
設置年月日・根拠	平成11年4月1日 根拠: 鹿児島県男女共同参画推進本部設置要綱
長の役職	副知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会議の名称	鹿児島県男女共同参画審議会
設置年月日	平成14年1月1日
構成員	20(女性11人、男性9人)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成25年4月～30年3月		
名称	第2次鹿児島県男女共同参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	平成30年4月1日	←未定の場合は○をつけてください。	

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名称	鹿児島県男女共同参画推進条例
	公布日	平成13年12月21日
	施行日	平成14年1月1日
	改正日	平成年月日
	改正内容	
改正が予定されている場合、改正予定時期: 平成年月		
無の場合 ※どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	特に検討していない	

6 審議会等委員への女性の登用

目標値	29	年度まで	40%	年度まで	%	年度まで	%
根拠	「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」平成25年3月						
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、政令、条例、要綱、要領等により設置されている審議会等						
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(86)	うち女性委員を含む審議会等数(81)			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	延総委員等数(1,582)	延女性委員等数(557)	女性比率(35.2)				
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	3	審議会等数(62)	うち女性委員を含む審議会等数(59)			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	延総委員等数(1,257)	延女性委員等数(460)	女性比率(36.6)				
目標値以外の目標設定	調査時点コード	3	審議会等数(32)	うち女性委員を含む審議会等数(30)			
	延総委員等数(818)	延女性委員等数(271)	女性比率(33.1)				
調査時点コード	3	(9)	うち女性委員を含む審議会等数(8)				
女性登用方策	人材名簿作成の有無	有○(公表○・非公表)	・無	・作成予定有			
人材名簿が有る場合	掲載人数	133人	(平成26年3月現在)				
その他の	人材育成事業の実施の有無	有	・無○				
	委員の公募	有○	・無				
	その他〔「女性委員登用促進要領」に基づく取組〕						

注(*) 平成26年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況 ※該当する時点の番号に○をつけてください。

(1) 管理職の在職状況

		調査時点コード	① 平成26年4月1日	2 平成26年5月1日	3 その他:平成 年 月 日	女性管理職の内訳		
		管理職総数 (人) (A)	うち女性管理職数 (人) (B) = (C+D+E)	女性比率 (%) (B/A)	部局長クラス (人) (C)	次長クラス (人) (D)	課長クラス (人) (E)	
本庁	計	284	9	3.2	0	1	8	
	うち一般行政職	172	6	3.5	0	1	5	
支庁・地方事務所等	計	347	21	6.1	1	1	19	
	うち一般行政職	141	10	7.1	0	0	10	
全体	計	631	30	4.8	1	2	27	
	うち一般行政職	313	16	5.1	0	1	15	
再掲	警察関係	80	0	0.0	0	0	0	
	教育委員会	49	5	10.2	0	0	5	

(2) 女性公務員の採用状況

平成25年4月1日～26年3月31日

総 数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
366	108	29.5
うち 上級		
203	39	19.2
うち一般行政職		
72	26	36.1
うち 上級		
40	9	22.5
うち警察関係		
154	23	14.9
うち 上級		
90	12	13.3

(3) 女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに○をつけてください。

- 1. 女性の採用目標の設定 具体的数値目標(平成30年4月1日までに全警察官に占める女性警察官の割合を8%にする。)
 - 1-2 数値目標以外の目標()
- 2. 女性の管理職登用目標の設定 具体的数値目標()
 - 2-2 数値目標以外の目標()
- 3. 女性の管理職の登用状況の開示
- 4. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定
- 5. 上記4の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置
- 6. 女性職員の採用・登用の状況や上記4の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置
- 7. その他(内容: 人事異動の力点として女性職員の積極的登用を掲げ、人事異動を実施)

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	鹿児島県男女共同参画センター	愛称・通称	
設置年月日	平成 15 年 4 月 22 日	施設形態	単独施設 ○ 複合施設
所在地等	郵便番号 : 892-0816 住 所 : 鹿児島県鹿児島市山下町14-50 電話番号 : 099-221-6603 FAX番号 : 099-221-6640 ホームページ: http://www.kagoshima-pac.jp		
管理・運営主体 ※1~2について、該当するものに○をつけて記入してください。	1. 施設管理 ○ 直営(担当部局名: 鹿児島県県民生活局 指定管理者(名称: その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 鹿児島県県民生活局 指定管理者(名称: その他())
職 員 数	常勤 4 人、非常勤 3 人	予算額	平成26年度 13,478 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕	* 実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項: 情報紙の発行、セミナー等の開催 ○ 2. 講座(主な事項: 人材養成のための講座の開催 ○ 3. 相談事業(主な事項: 一般相談、専門相談(法律相談、メンタルヘルス相談、男性相談), ピアカウンセリング ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書の貸出等 ○ 5. 苦情処理(主な事項: ○ 6. 交流促進(主な事項: 民間団体との情報交換会 ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 街頭キャンペーン、その他各種事業の共同実施 ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項: ○ 9. 調査研究(主な事項: ○ 10. その他(主な事項:)

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名称		基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成 年 月 日	出資者	

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに○をつけてください。

- 1. 民間団体の組織化((2)へ)
- 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
- 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
- 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
- 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
- 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
- 7. その他 [主な事項:]

▶(2)民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	○ 有 無 名称等: 鹿児島県女性団体連絡協議会	加盟団体数	15団体
		会員数	延べ38万人
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	有 <input type="radio"/> 無		
活動内容 ※実施しているものに○をつけてください。	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 [内容 : 県女性大会の開催]		

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

- 1. 担当者連絡会議の開催
- 2. 市町村職員研修会の開催
- 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
- 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
- 6. 補助金等の交付 [名称 :
交付先 :]
- 7. その他 [内容 : 市町村男女共同参画計画策定の働きかけ]

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
- 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2)女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 [内容:]

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	25年度予算 (千円)	26年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	18,719	16,842	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0024 %	0.0021 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定の有無	有・無
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定の有無	有・無
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定の有無	有・無
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定の有無(有の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	有・無
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	有
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	有
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定	有
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定	有
(5)	その他(内容):	有

↓ 上記1～4で「有」の場合、下記の「具体的な項目」で該当する項目欄に○をつけてください。

		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的な項目	① 役員に占める女性割合に関する項目				
	② 管理職に占める女性割合に関する項目				
	③ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定)				
	④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	○			○
	⑤ 次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定('くるみん'取得)				
	⑥ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○			○
	⑦ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑧ 短時間正社員制度の導入				
	⑨ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑩ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績				
	⑪ その他				

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
		実施の有無	有・無
選定等の基準	1 役員に占める女性割合に関する項目	無	無
	2 管理職に占める女性割合に関する項目	無	無
	3 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	無	無
	4 その他「登用促進等」に関する項目	無	無
	5 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	有	無
	6 次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定('くるみん'取得)	無	無
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	無	無
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	無	無
	9 短時間正社員制度の導入	無	無
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	無	無
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績	無	無
	12 その他	無	無

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的な名称: かごしま子育て応援企業登録制度

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的な名称:

16 地域経済団体、農林水産団体、地域金融機関等の多様な主体による女性活躍のための支援ネットワークの構築状況

1 ある	有・無	→ 有りの場合、具体的な名称:
2 現在はないが、今後検討する	有・無	

17 調査や統計における男女別等統計の状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	<input checked="" type="radio"/> 有 無	名称 かごしま男女共同参画の状況
公表周期	1年	
公表主体 ※該当するものに ○をつけてください。	<input checked="" type="radio"/> 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他()	

18 平成26年度実施予定事業

※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 委員会・懇話会 ・男女共同参画審議会 ・配偶者等からの暴力対策会議	第2次鹿児島県男女共同参画基本計画の進行管理等 DV防止及び被害者支援のための関係機関の協議	20人 40人	9月 8月
2. 広報啓発 ・県男女共同参画週間事業 ・若年層に対する意識啓発 ・若者による暴力未然防止の活動支援 ・子どもたちの男女共同参画学びの広場事業 ・DVの防止及び被害者支援のためのアドバイザー派遣事業 ・情報紙の発行 ・DV防止等の広報啓発・相談窓口カードの活用等 ・男女共同参画啓発資料の配布 ・DV支援関係者向けリーフレットの配布	ワークショップ等の開催 学校への男女共同参画お届けセミナーの開催(男女共同参画・データDV防止等について) 県内大学生自主グループによるワークショップ等の開催 児童生徒を対象としたワークショップや教職員・保護者等を対象としたセミナー等の開催 配偶者暴力相談支援センター、市町村、民間団体等が実施する研修等へのアドバイザーの派遣 「男女共同参画センターだより」の発行 相談窓口カードの配布(市町村、医療機関等) 第2次鹿児島県男女共同参画基本計画(概要版) 行政担当者向け、学校関係者向け 民生委員・児童委員等向け、医療関係者向け	高等学校等10校 小・中学校10校 5か所	7月下旬 7月～3月 11月、12月 7月～3月 8月～2月 年2回 随時 随時 随時
3. 講座 ・男女共同参画基礎講座 ・男女共同参画地域協働推進講座 ・女性のエンパワメント促進講座 ・男性のための男女共同参画セミナー ・DV相談員養成講座	男女共同参画の推進に必要な基礎知識と手法を学ぶ講座の開催 男女共同参画社会形成に関する理解の浸透と男女共同参画の推進役となる人材を育成する講座の遠隔地における開催 女性の就労の継続やキャリアアップ・再就職等を支援するための講座の開催 男性の男女共同参画への正しい理解と固定的性別役割分担意識の気付きと解消をめざす講座の開催 DV相談に必要な専門的知識とスキルを有した人材を育成するための講座の開催	80人程度 30人程度 50人程度 40人程度 20人程度	6月～7月 12月、1月 1月～2月 1月 11月
4. 相談事業 ・一般相談 ・専門相談 ・「女性のための法律110番」 ・ピアカウンセリング事業	男女共同参画相談員による一般相談(電話・面接) 弁護士、医師等による専門相談 「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として実施 若者を対象とした相談窓口の設置		通年 通年(月1～2回) 11月 通年(月1回)
5. 情報収集・提供 ・図書、ビデオ、パネル等展示	男女共同参画に関する図書等の整備・貸出、パネルの展示		通年
6. 苦情処理 ・男女共同参画に関する県の施策についての申出処理	男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について県民から申出を受ける。		随時
7. 交流促進 ・民間団体との情報交換会	民間団体との意見交換		3月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・女性に対する暴力防止キャンペーン	民間団体、関係機関と連携した街頭キャンペーン等		11月
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他 ・年次報告書の作成 ・男女共同参画地域推進員制度	「かごしま男女共同参画の状況」を作成し県HPに掲載 県が指定する講座の修了生の中から市町村長の推薦を経て委嘱		3月 2月

都道府県名	鹿児島県
-------	------

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成26年4月1日現在

平成26年5月1日現在

その他: 平成26年3月31日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事 ※該当する方に○をつけてください	女性 ○ 男性	任期: 平成 24 年 7 月 28 日 ~ 28 年 7 月 27 日
副知事	2人 (女性 1人、男性 2人)	

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

* 平成26年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、26年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	60	5	8.3	
	都道府県防災会議(委員のみ)	59	5	8.5	
内訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	14	1	7.1	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	14	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	1	5.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	4	3	75.0	
2	国土利用計画地方審議会	19	7	36.8	
3	土地利用審査会	7	3	42.9	
4	都道府県交通安全対策会議	18	2	11.1	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	42	13	31.0	
	7 精神医療審査会	25	8	32.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				休止中
	9 都道府県医療審議会	20	4	20.0	
	10 准看護師試験委員	15	8	53.3	
	11 麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
	12 地方社会福祉審議会	39	11	28.2	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関				H26.9委嘱予定
	14 国民健康保険審査会	9	2	22.2	
×	15 都道府県農業共済保険審査会				休止中
	16 都道府県森林審議会	12	4	33.3	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	9	4	44.4	
	18 建築審査会	7	3	42.9	
	19 都道府県建築士審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県都市計画審議会	16	5	31.3	
	21 開発審査会	7	4	57.1	
	22 私立学校審議会	12	5	41.7	
	23 石油コンビナート等防災本部	33	1	3.0	
	24 公害健康被害認定審査会	8	0	0.0	
×	25 硝素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				12と統合
	27 地方港湾審議会	24	8	33.3	
×	28 土地区画整理審議会				
	29 教科用図書選定審議会	20	8	40.0	
	30 介護保険審査会	27	12	44.4	
	31 道府県固定資産評価審議会	11	4	36.4	
	32 感染症の診査に関する協議会	35	9	25.7	
	33 警察署協議会	257	123	47.9	
	34 土地収用事業認定審議会	5	3	60.0	
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	36 国民保護協議会	50	3	6.0	
×	37 地方独立行政法人評価委員会				
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	42 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
×	43 留置施設視察委員会				
×	44 傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
合 計		818	271	33.1	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	0	0.0	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	35	3	8.6	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
合 計		87	14	16.1	